

# 人事院勧告の差額（委託費の差額精算）支給に関する個人的見解

2025年3月1日 持田 晶子

## ① 問題点

① こども家庭庁 2024年12/27事務連絡 より（昨年も同様）

3の後段「今般の改定による公定価格の増額分は人件費であり、処遇改善加算による賃金改定の起点にも反映すべきものであることから、迅速かつ確実に一時金等による賃金の支払い及び法定福利費の事業主負担に充てるよう…

5. 処遇改善等加算の取り扱いについて

「起点賃金水準」は「基準年度の賃金水準」に「人件費改定分」を合算したものである。

## ② 事務連絡が求めていること

- ・人事院勧告の差額については全額支払う必要がある。
- ・起点賃金水準 = A+B より今年度の賃金水準が増額される必要がある。
  - A 基準年度の賃金水準 = 前年度の賃金水準
  - B 人件費改定分 = 今回の人事院勧告の差額分 (10.7%)

## ② 人事院勧告の差額の性格をどう考えるか（委託費の差額精算）

①人事院勧告とは何か

国家公務員の給与や勤務条件といった処遇改善のための仕組みで、目的は国家公務員の勤務条件の改善等を年一回勧告を行い給与水準の改定、制度の見直しを行う。

②公定価格（委託費）との関連は、職種の格付は施設長については国家公務員の福祉職俸給表の2級の33号、調理員は行政職二表の1級の37号を適用のため、人事院勧告の影響を受ける

## ③ 基礎知識 1 公定価格

①公定価格とは 旧基本分単価（保育単価）のこと。

決算書では委託費収入と表示され、通常は委託費と呼ばれる。

（以後、公定価格を委託費と呼ぶ）

②委託費の算定にあたっては、人件費・事業費・管理費等について、各々対象となる費目を積み上げて算定しており、そのうち、人件費の額については、国家公務員の給与に準じて算定している。（別紙1 改正点 スケジュール参照）

・基本分単価に含まれるもの）

「令和6年度における私立保育所の運営に要する費用」令和7年1月16日改定

基本分単価 = 事務費（人件費・管理費） + 事業費 しか含まれていない

・ここで基本分単価の内訳を分解してみる。管理費と事業費は具体的な金額が明示されているが人件費は記載がないので基本分単価 - （管理費 + 事業費）で計算する。

- 1) 20/100 地域の利用定員 70 人の 3 歳児
    - ・ 標準時間 71,280 円 (改定前 65,500 円)
    - ・ 事業費 1,932 円 (前年 1,868 円)
    - ・ 管理費 4,020 円 (前年 3,909 円)
    - ・ 人件費  $71,280 - (1,932 + 4,020) = 65,328$  人件費率 91.6% ?
  - 2) 20/100 地域 利用定員 70 人の 2 歳児
    - ・ 標準時間 143,550 円 (改定前 132,120 円)
    - ・ 事業費 11,179 円 (前年 10,812 円) 以上児との差額は給食費等
    - ・ 管理費 7,937 円 (前年 7,712 円)
    - ・ 人件費  $143,550 - (11,179 + 7,937) = 124,434$  人件費率 86.7% ?
- \* 委託費の算定は人件費率 90%前後の設定らしい。人件費率は高いが、積立金・大型修繕・借金の返済・同じ法人の他の施設への支援の金額は考慮されていない。

#### 基礎知識 2 処遇改善加算 1 別紙 2 参照

#### 基礎知識 3 委託費の弾力運用 別紙 3 参照

保育園の委託費は使い道が定められていて、保育園の運営に必要とする全ての費用をカバーしているわけではない。大型修繕・将来のための積立、借入金の返済、土地建物賃借料などは委託費の金額算定には含まれていない。しかし、これらの費用は、園の運営には必要不可欠な資金であるため、委託費の制度そのものは変更せずに、運用で使えるように、条件を付けて、条件を満たした場合は、委託費の使い道を広げることが出来る制度。

#### ④ 基礎知識を受けて

- ① 人事院勧告の差額は、委託費の人件費相当部分の増額であり、内訳は基本分・3歳児加算・4歳以上児加算・チーム保育加算・主任保育士加算等の人件費部分とそれに伴う処遇改善加算の金額である。
- ② 人事院勧告の差額部分は委託費の増額であり、処遇改善加算 (単価が増額した分、一部は回るが) ではない。従って、委託費の弾力運用の対象となる。
- ③ 報告書を求められるのは処遇改善加算 1・2・3 であるが処遇改善 1 (賃金改善要件分) の報告書に人事院勧告の差額を記載する箇所がある。(今回の事務連絡でも記載有り) 処遇改善加算は「加算」なので適正に支出しているか報告を求められるが、人事院勧告分は委託費の人件費相当額の増額分であり、委託費に報告書は求められてはいない。(しかし、今回の勧告分は報告書を提出させると国は地方自治体に要請している)
- ④ 平成 24 年の処遇改善の計算で突然「人事院勧告差額」が処遇改善と同様であるとの記載が出てきた。(広義の処遇改善ではあるが、処遇改善加算ではない。ここの理解をごっちゃにしている方が多いと思われる)

⑤ 処遇改善加算 1 の賃金改善処遇要件分と処遇改善加算 2 は、使途が規定され定期昇給には充当できないが、その他の委託費にはその規定がない。今年度の事務連絡でも人件費に支出せよとの記載はあるが、処遇改善加算 1 の賃金改善分として取り扱えとの規定はない。従って、人事院勧告分を定期昇給分に充当してはいけない理由が見当たらない。行政の担当者が処遇改善をよく理解していない又は誤解しているのではないか。定期昇給に充当しても良いと指導している行政もある。

⑥ 通知は国が行政に出しているもので、社会福祉法人に出しているものではない。宛先は「各都道府県 子どものための教育。保育給付交付金担当者様」なので

#### ⑤ 委託費の弾力運用との関係

- ① 委託費の弾力運用の規定に、賃金改善要件分と処遇改善 II は除くとの規定はあるが、人事院勧告の差額分を除く規定は見当たらない。委託費の弾力運用では弾力運用可能と読める。
- ② 賃金改善要件分の支給要件（もらった金額を超えて賃金を支払う）をクリアしていないと「委託費の弾力運用」の第三段階基準を満たさない。
- ③ 今年度の人事院勧告は 1 2 月に差額が改定されたが、4 月から改定されていれば「委託費の弾力運用」により他の経費に充当できる。支給時期により取り扱いが異なる理由は何か？

#### ⑥ 人事院勧告を定期昇給に充当できない根拠は何か（私の疑問）

① 昇給の財源をどこに求めればよいのか？

・ 定期昇給の財源は行政の説明では処遇改善 1 の基礎分の人件費分であると説明しているが勤続年数が 11 年を超えると加算率は頭打ちで上がらない。昇給の財源をどこに求めればよいのか？また、委託費の弾力運用の第二段階から処遇改善加算の基礎分は弾力運用可能になっているが…結局、昇給財源は確保されていないと理解するしかない。

・ 昨年度の公定価格の増額分は、昨年度に支払い済みで基準年度の賃金に含まれている。基準年度の委託費差額分は今年度の昇給財源にならないのではないのか。

委託費の増加分（＝人事院勧告分）からでる以外ないと思うが。

② 行政は勤続 12 年以上の施設については、この補填を「チーム保育加算」で補完すると説明していたが、今回の 4 歳以上児加算でチーム保育とは重複できないこととなった。説明として「チーム保育加算で職員配置の増加をしている」と明らかになった。チーム保育は人員配置の増加で昇給財源ではない。

③ 処遇改善 1 の基礎分の人件費分で定期昇給を賄っているのか。そもそも流用しなくても基礎分の人件費で賄えるのか？

④ 行政の処遇改善加算の説明に「人事院勧告に伴う公定価格における人件費の増額改定部分に係わる支給額についても同様」と記載されるが、根拠は何か？

⑤ 2024 年度の公定価格の 4 月増額部分は、管理費と事業費で 20/100 地域の乳児で 1,000 円である。この金額では昨今の物価高騰に追いつかない。4 月からの定期昇給は定昇財源の

ないまま立替支給をしているのではないか。

・実際に支払われる金額が本当に 10.7%上昇しているかは疑問。(よくある質問にも記載有り) 10.7%上昇していなければ調整率 90%などと記載されているが…そもそも貰っていない金額を支払う必要があるのか甚だ疑問。

#### 私の結論

・今回、受け取る人事院勧告の差額は本質的に「委託費の差額精算」である。本来的には委託費の弾力運用が可能な金額である。

・本来的には弾力運用して良いと理解しているが、実務の対応としては、報告書提出義務があるので穏便に年収は 10.7%増額(人事院勧告の差額として受け取った金額で良いのでは)させる。

差額分は金額は、委託費の上昇が無くても 4 月分から上げている定期昇給分は施設が立替ているのであるから差額から、第一に充当する。その残りの金額は一時金又は手当・ベースアップなりで精算する。

人事院勧告の差額 - ①定期昇給の金額(社会保険込み) - ②一時金・手当・ベースアップ = 0 で良いのではないか。

・これを機会に差額をベースアップ(初任給の増額)に活用して初任給の増額を図っても良いのではないか。

・これは、各法人の判断であるが普通に定期昇給を行い、人事院勧告の差額と呼ぶ委託費の差額精算を全額支払ってしまうと、施設経営は成り立つのか(資料 4 参照)理事会等でよく話し合ってもらいたい。